

(資料) 支庁出先機関の移転・集約について

北海道ファシリティマネジメント導入基本方針(平成18年3月策定)

- 道有未利用地等の有効活用のほか、道有建築物等の有効活用(1施設への集約や空き施設敷地の売却、空きスペースの民間賃貸等)についても、広く情報交換や検討を行うとともに、法改正や老朽等による新たな施設需要を構想・計画段階から前広に把握し、整備の必要性を含め、中長期的な視点から検討していく。

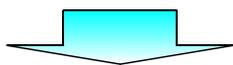
(建築物等の再生・転用等)

今後、建築物等の新たな施設整備需要に対応するため、費用対効果の観点から、PFIやリース方式、老朽建築物等の再生又は不要建築物等の用途転用を検討するなど所管部等の枠を超えた既存建築物等の有効活用を積極的に推進する必要がある。

- 施設(建築物等)用地として現に利用されている土地については、集約や転用、廃止についての評価を実施し、総量の抑制を検討

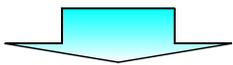
移転・集約の基本的考え方

機構改正や職員数の見直し等で、施設建設時に比べ、現員が大幅に減少している施設

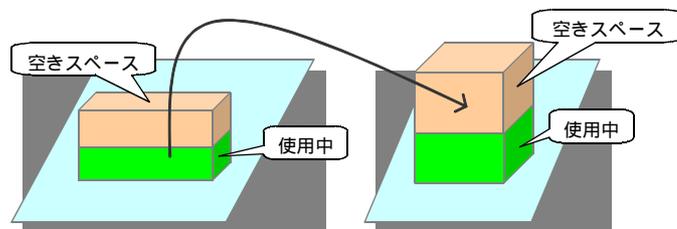


遊休・空きスペースが生じているが、「使用」しているため、「空き庁舎」にならない

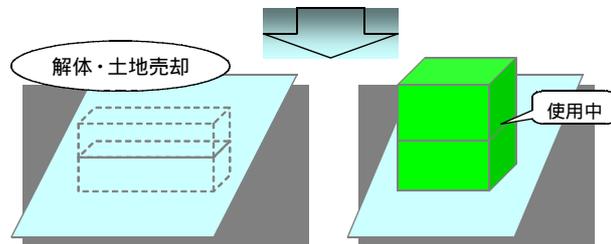
光熱水費や清掃・警備費面で非効率。施設本来の価値を発揮していない。



全庁横断的な利活用が必要



機構改正等の人員減に伴い一人当たり維持管理費も増加



一人当たり維持管理費の低下(建設時点の利用効率の回復)

道有財産の利用効率・施設生産性の最大化
道有財産の総量抑制

今後の推進体制

- 道有財産等利活用促進委員会(教育庁・警察本部含む全庁代表課などから構成。以下「促進委員会」という。)において、各部等と連携を図りながら取組みを進める。
- 北海道行財政構造改革推進本部と連携を図りつつ、財産の利活用による歳入確保対策の推進に努める。同本部においては、「新たな行財政改革の取組み」の推進として、本年度、副知事協議を実施することとしており、各部と副知事間の協議事項の一つに、『財産売り払い収入や広告収入の確保など「歳入確保対策」』が位置づけられているところ。

今般の「施設の移転・集約」は、初めての取組みであり、FM導入基本方針に合わせ、先駆的提案をした網走支庁や、関係部、特に財産処分申請を担当した保健福祉部の全面的な協力により実現。